

施設の設置・廃止に係る住民説明及び合意形成に関する基本的な考え方(方針)

1 趣旨

本方針は、透明性の高い開かれた市政運営により、市民に信頼される市役所を実現するため、施設の設置・廃止に係る住民説明及び合意形成の基本的な考え方を定めるもの。

2 基本的な考え方(方針)

(1) 説明

① 住民説明の重要性の認識

住民説明は、行政の説明責任を果たし、住民の理解と信頼を得るとともに、円滑な事業の推進と合意形成につながる重要な取組であることを十分認識し、誠実かつ丁寧に実施する。

② 合理的な説明

施策の決定に当たっては、客観的なデータに基づき、判断根拠を明確にした分かりやすく合理的な説明を行う。

③ 積極的なデジタル技術の活用

対面説明を基本としつつ、オンライン説明会など、デジタル技術を活用した誰もが参加しやすい環境を確保するとともに、デジタル媒体の利用が困難な住民にも十分配慮する。

(2) 広聴

① 住民参画機会の確保

住民が市の意思決定過程に実質的に参画できる機会を確保する。

② 多様な意見の収集

地域住民、地域団体、利用者など事案に関わる多様な関係者から幅広く意見を収集するとともに、子どもに関わる事案では、子どもの声や希望の把握に努め、子どもの視点に立って対応する。

③ 関係者との連携

住民参画や意見聴取の機会の確保に当たっては、地域住民や関係機関等と連携して取り組む。

(3) 情報

① 住民との情報共有

住民に影響のある市の方針や取組は十分な周知に努め、住民との情報共有を進める。

② 行政情報の適切な取扱い

行政が保有する情報については、個人や法人等に関する情報の保護に十分配慮するとともに、関係法令を遵守し、収集・管理・利用・公表等の各段階において適切に取り扱う。

③ 行政文書の適正な管理

事案の検討経過、住民説明の記録、意思決定の過程など、事務処理に関する文書については、適切な保存年限を設定し、適正に保存する。

3 実施の手順

各所属において事案の実情に応じた手順等を作成し、実施すること。